

公務員の予備自衛官等への任用に関する意見書（案）

政府は、令和 8 年 4 月 3 日に予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（以下「特例法」という。）案を国会に提出し、同年 6 月 1 0 日に成立した。この特例法は、国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）の職務専念義務の免除と兼業の許可に特例を設けて、予備自衛官等への任用を拡大するものである。

この特例法により、公務員は、予備自衛官等になる際に所轄庁の長等から承認を得れば、それ以降の活動で許可を得る必要がなくなり、本来の業務が多忙でも、自衛隊の都合が優先されることになる。また、所轄庁の長等による予備自衛官等の推奨は、職務上の上下関係が存在する以上、部下にとっては事実上の職務命令に近い強制力を持つおそれがあり、予備自衛官等への登録の有無が人事評価に悪用される重大な懸念がある。公務員は住民の命と暮らしを守ることを本務とする存在であり、この特例法はそのサービスと労働環境をゆがめるものである。

集団的自衛権を認めた平成 2 7 年の安全保障関連法の成立以降、自衛隊や予備自衛官等は慢性的な人員不足に陥っている中、防衛大臣は、今後の更なる予備自衛官の充足率の向上につなげていきたいと述べている。この特例法は正に、我が国が戦争をすることができる国へと変質する中、自衛隊の成り手不足を、公務員の動員により補おうとするものである。かつての徴兵制に近づくものであり、過去の歴史的反省を踏まえれば、断じて許されない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、特例法を撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
防衛大臣

} 宛て